

●香川県告示第182号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）、同法第4条第1項の規定により定める指定地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号。以下「告示」という。）別表第1号の規定により指定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「省令」という。）別表備考の規定により定める区域については、次のとおりとする。

なお、別図第1及び別図第2は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定地域

丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、直島町、宇多津町及び多度津町のうち別図第1に着色した部分の区域

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝・夕 午前6時から 午前8時まで 及び 午後7時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 「第1種区域」とは、別図第1のうち緑色で着色した部分の区域をいう。
- 「第2種区域」とは、別図第1のうち黄色で着色した部分の区域をいう。
- 「第3種区域」とは、別図第1のうち桃色で着色した部分の区域をいう。
- 「第4種区域」とは、別図第1のうち青色で着色した部分の区域をいう。

3 告示別表第1号の規定による知事が指定する区域

- (1) 2の表に規定する第1種区域
- (2) 2の表に規定する第2種区域
- (3) 2の表に規定する第3種区域
- (4) 2の表に規定する第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地

の周囲おおむね80メートルの区域

4 省令別表備考の規定による区域の区分

- (1) a区域とは、別図第2に緑色で着色した部分の区域
- (2) b区域とは、別図第2に黄色で着色した部分の区域
- (3) c区域とは、別図第2に桃色で着色した部分の区域

附 則

1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 昭和47年香川県告示第305号
- (2) 昭和47年香川県告示第701号
- (3) 昭和49年香川県告示第665号
- (4) 昭和53年香川県告示第753号
- (5) 昭和62年香川県告示第473号
- (6) 平成9年香川県告示第410号
- (7) 平成11年香川県告示第140号
- (8) 平成12年香川県告示第799号
- (9) 平成12年香川県告示第800号
- (10) 平成13年香川県告示第467号
- (11) 平成17年香川県告示第157号
- (12) 平成17年香川県告示第615号
- (13) 平成17年香川県告示第750号